

新型コロナウイルス感染症対策 鹿島市対応方針（第4弾）

【第4弾について】

令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は5月31日まで延長されました。同時に、政府は、特定警戒地域（福岡県など13都道府県）とそれ以外の地域（佐賀県など34県）に応じた、基本的対処方針の概要を示しました。

これにより、佐賀県は、特定警戒都道府県以外の地域となっていること等から、これまで県民や県内事業所等に要請していた緊急事態措置を、一部緩和する旨の方針を決定しています。

これらの状況により、鹿島市における5月31日までの新型コロナウイルス感染症対策の対応方針として第4弾を策定しました。市民の皆様は、今後も下記の【感染防止対策】の徹底をお願いします。

なお、この方針に基づく対応に当たっては、次のことに留意してください。

- これまで取り組んできた感染防止意識に緩みが出ないよう慎重に行動する。
- 市内在住者に感染が確認される等、状況に大きく変化があった場合、この方針は変更する。
- 6月以降のイベント・施設利用に関する方針は、国や県の方針変更等と合わせて検討していく。

【感染防止対策】

イベント実施、施設利用等に当たっては、次の感染防止対策を施す。

- ①発熱や風邪のような症状のある方については、参加・利用を見合わせる
- ②参加者への手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底
- ③会場入口にアルコール消毒液の設置 等

●鹿島市の対応方針

【市主催のイベント・催しについて】

一律中止はしない。少人数のものであり、次の条件を満たしている場合に限り容認する。
(国の通知では最大でも 50 人程度と想定されている。)

- ① 3密の回避を徹底すること（換気対策、人と人との間隔を空ける等）
- ② **【感染防止対策】**を施すこと
- ③ 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されないこと
- ④ 参加者が特定できるものであること（不特定多数ではないこと）
- ⑤ 県境をまたいで参加する者がいないこと

開催が容認される例として考えられるもの

- ・ 上記条件を満たす演奏会（歌唱を伴わないもの）、茶道などの室内イベント
- ・ " 野外イベント（近距離での会話を伴わないもの）

【民間や実行委員会形式でのイベント・催しについて】

原則主催者判断となるため、一律に中止要請は行わない。実施の可否について、主催者から相談があった場合は、**【市主催のイベント・催しについて】**を説明し、主催者側で判断していただく。

【市有施設の利用について】

【感染防止対策】を徹底した上で、5月11日（月）から利用を再開する。施設の管理者及び利用者には、**【市主催のイベント・催しについて】**に準じた利用方法となるよう協力を要請する。施設の形態に応じ、下記のとおり対応する。

利用に予約を要する施設	利用者を県内在住の方に限る
利用に予約不要の施設	予約を要する施設と同様の対応が可能であれば上記のとおり 難しければ公園・遊具等に準じた対応
公園・遊具等	注意喚起表示 ・混雑を避ける ・手洗い励行 等

※ 今後の状況により、利用を制限することもあり得る。

【外出について】

県境をまたいで移動は極力控えていただくようお願いする。

※特に、特定警戒都道府県である福岡県との往来には、引き続き、警戒が必要。